

平成26年10月～

「特定認定長期優良住宅認定通知書」 は**原本**の提示をお願いいたします

市政につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国土交通省住宅局及び千葉県県土整備部都市整備局の指導により、当市では証明書発行事務を適正に行うため平成26年10月より住宅用家屋証明（特定認定長期優良住宅該当）の申請の際、「特定認定長期優良住宅認定通知書」の原本を提示していただくこととなりました。
※あわせてコピーを一部提出していただき、原本は確認後返却いたします。

原本には偽造防止用紙が使われていることをご確認ください。

※偽造防止用紙は複写の際「写し」の文字が印字されます。

お問い合わせ先

成田市役所資産税課

電話 0476(20)1514

E-mail: shisan@city.narita.chiba.jp

